

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年二月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年二月二十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 荒 井 正 之

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 さいたま栗橋線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
久喜市東大輪字浅間下二二〇四番四 地先から同市八甫字天王川一三九一 番一地先まで		区 間
二〇・〇五 二二・七九	一七・〇三 二二・五〇	敷地の幅員 (メートル)
二二四・二六		延長 (メートル)
		備 考